

No. 261号

2025年(令和7年)
10月1日発行

立協たより

(公社) 東基連
立川労働基準協会支部
〒190-0012
立川市曙町1-21-1
いちご立川ビル2階
電話 042-512-5311
FAX 042-512-5473
発行者 長瀬 高志



ホーエンシュヴァンガウ城 (ドイツ、バイエルン州フュッセン近郊)

目

東京都最低賃金のお知らせ.....(2)	
立川労働基準監督署・立川公共職業安定所からのお知らせ 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です(2)	
賃金引き上げの支援策.....(3)	
労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて.....(4)	
令和7年立川署管内の労働災害発生状況(令和7年 7月末現在).....(5)	
一部の工作物の石綿事前調査には資格取得が必要になります!.....(7)	

次

多摩立川保健所からのお知らせ レッツゴー! 骨髄ドナー登録.....(8)	
「立協たより」広報部員による 丸ごと1ページ責任編集~No.58~.....(9)	
報告「労務・衛生講習会(全国労働衛生週間実施要 綱説明会)」.....(10)	
令和7年度 安全衛生クイズ結果.....(10)	
令和8年 新年賀詞交歓会のお知らせ.....(10)	
編集後記.....(10)	

令和7年10月3日から

時間額

1,226円

前年比

63円

UP

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

近隣各県における令和7年度地域別最低賃金改定の状況

県名	時間額 (引き上げ額)	引上げ率	発効日
埼玉	1,141円 (63円)	5.8%	令和7年11月1日
千葉	1,140円 (64円)	5.9%	令和7年10月3日
神奈川	1,225円 (63円)	5.4%	令和7年10月4日
山梨	1,052円 (64円)	6.5%	令和7年12月1日

立川労働基準監督署・立川公共職業安定所からのお知らせ

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

正社員、パート、アルバイトなど、年齢・勤務時間に関わらず、
1人でも雇っている場合はすぐに労働保険に加入してください！！

まだ加入手続きがお済みでない事業主の方は、管轄の労働基準監督署・公共職業安定所へ届出が必要です。ご不明な点があれば、下記にお問い合わせください。

【加入に関する相談・問い合わせ】

立川労働基準監督署 労 災 課 電話：042-523-4474

立川公共職業安定所 雇用保険適用課 電話：042-525-8602

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。
 中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を4.5円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用ポイント

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、6.5万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用ポイント

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要がある
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組み中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。
 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額
基本部分	25～550万円
賃上げ加算	25～360万円(※2)
労働時間削減・年次有給休暇推進コース	200万円
勤務時間インターバル導入コース	50～120万円

活用ポイント

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合
 (※2)労働時間削減30%以上の場合は標準加算
 (※3)別風通年向けコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合
 ※2 5%以上の賃上げ又は昇格手当を就業規則に規定し、訓練受講者に実際に支給される場合は2の①のみとなる場合もあります。)

区分(※)	賃上げた場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

活用ポイント

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働者への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、人材確保のための雇用管理改善)の導入や雇用環境の整備(従業員の仕事負担を軽減する機器等の職場活性化制度、健康づくり制度)の導入を支援します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

活用ポイント

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算(※) 賃金規定制度は中小企業のみの利用可能

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。
 (※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)
 ・ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)

これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)
 ・雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合、中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げた場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)
 ・在籍型志向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku>
 (賃上げ支援助成金)ページ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku>
 (R7.4)



労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて

令和 8（2026）年 1 月 1 日から段階的に施行*されます

*一部は公布日（令和 7 年 5 月 14 日）に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

① 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

- (1) 注文者等の配慮 R7. 5. 14 施行
- (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8. 4. 1 施行
- (3) 業務上災害報告制度の創設 R9. 1. 1 施行
- (4) 個人事業者等自身への義務付け R9. 4. 1 施行
- (5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け R9. 4. 1 施行

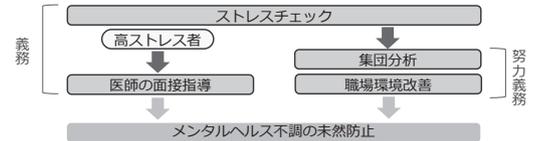
② 職場のメンタルヘルス対策の推進

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数 50 人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50 人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めていきます。

公布後 3 年以内に政令で定める日から施行

【ストレスチェック制度の流れ】



③ 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後 5 年以内に政令で定める日から施行
化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知（SDS：安全データシートの交付）の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知 R8. 4. 1 施行
SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等での通知が認められることとなりました。

(3) 個人ばく露測定の精度担保 R8. 10. 1 施行

④ 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し R8. 4. 1 施行

(2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化 R8. 1. 1 施行

⑤ 高齢労働者の労働災害防止の推進 R8. 4. 1 施行

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

⑥ 治療と仕事の両立支援の推進 R8. 4. 1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html

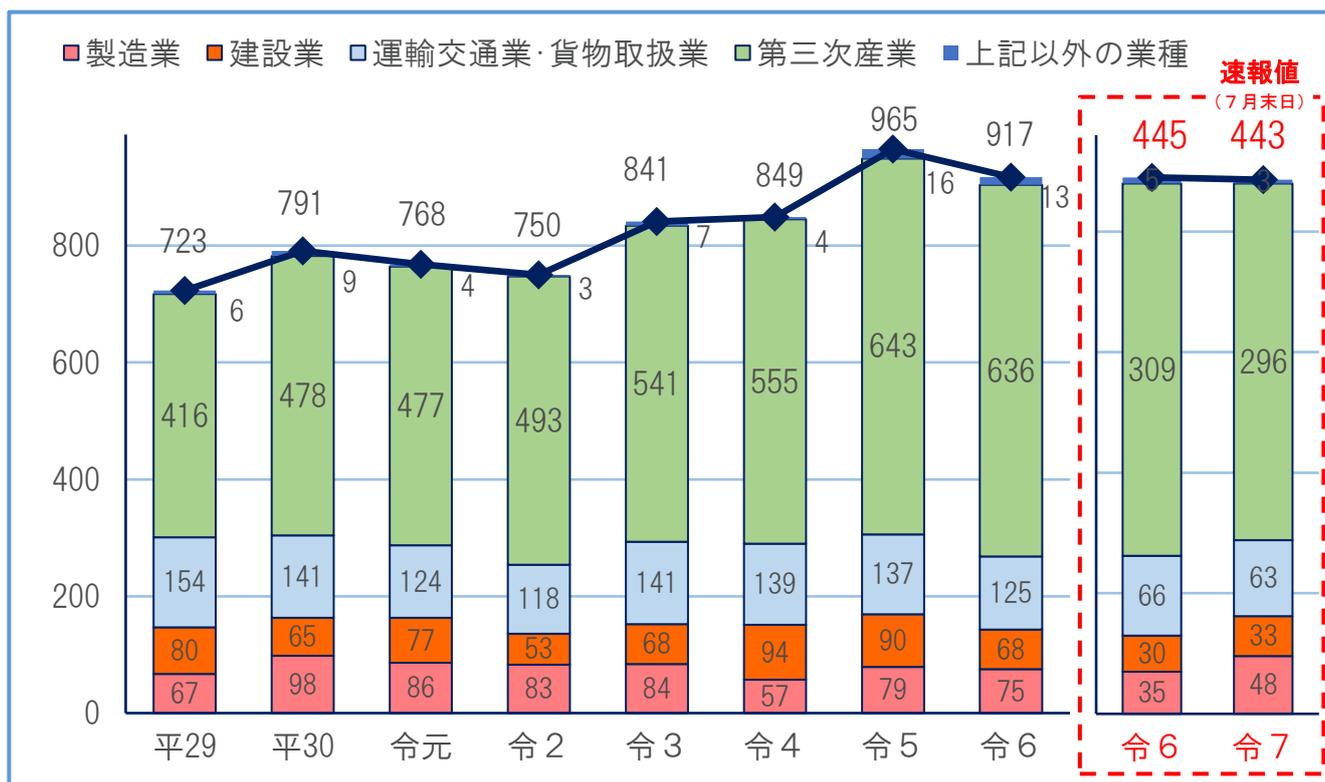


令和 7 年 立川署管内の労働災害発生状況 (令和 7 年 7 月末現在)

◇ 死傷災害の被災者数 (休業 4 日以上) ※新型コロナ除く

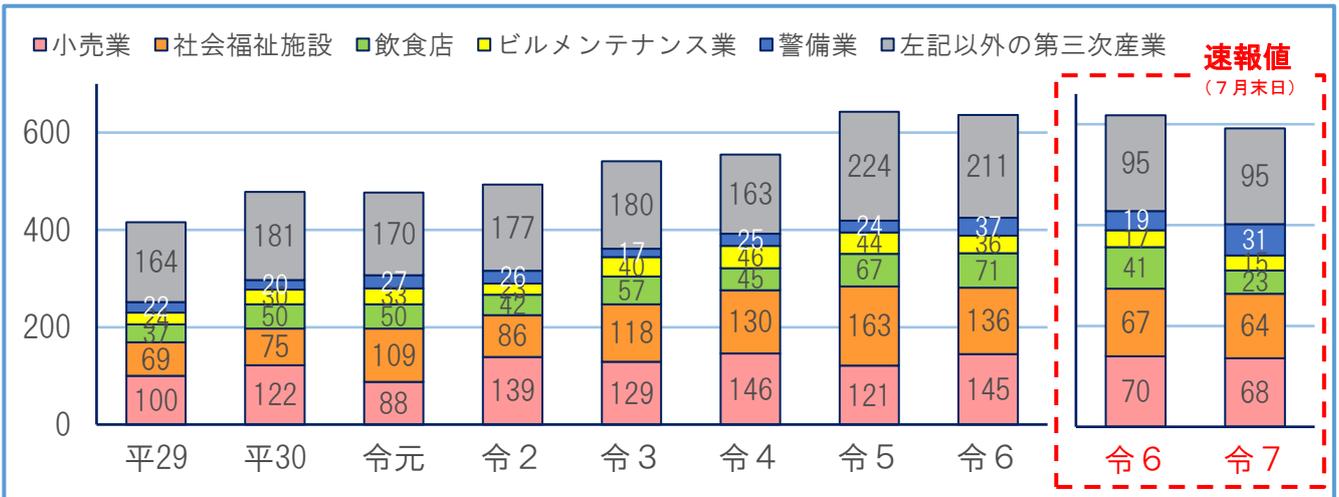
令和 7 年における休業 4 日以上の死傷災害の被災者数は 443 人で、前年 (445 人) より 2 人減少 (-0.4%) しています。

業種別では、製造業 (+37.1%)、建設業 (+10.0%) で増加し、運輸交通業・貨物取扱業 (-4.5%)、第三次産業 (-4.2%) で減少しています。



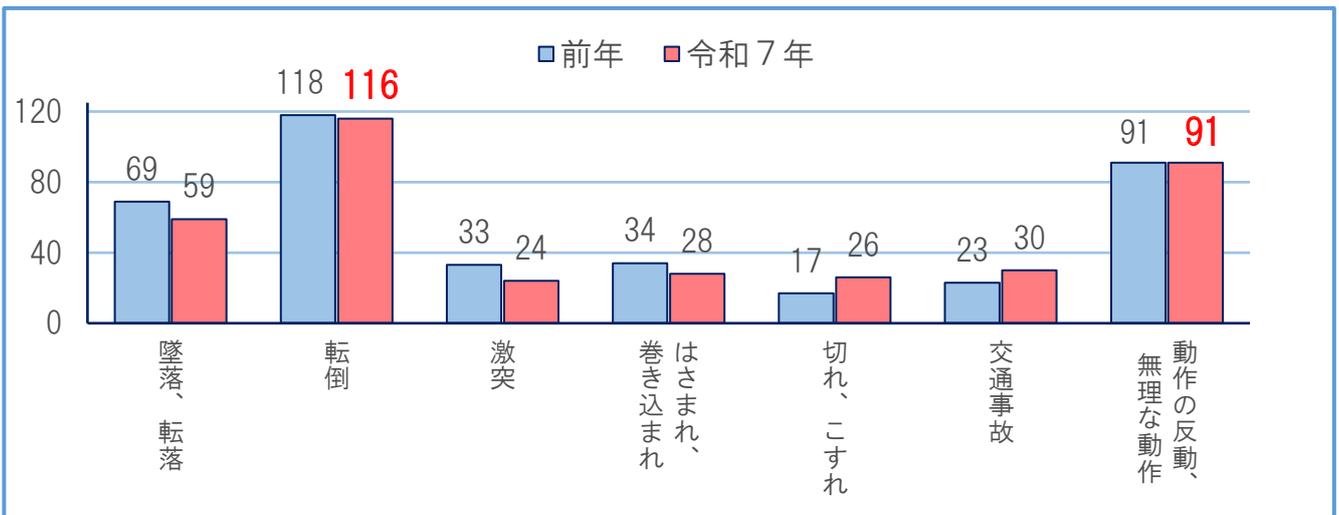
	平 29	平 30	令 元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 6 (速報値)	令 7 (速報値)
製造業	67	98	86	83	84	57	79	75	35	48
建設業	80	65	77	53	68	94	90	68	30	33
建築工事業	45	43	50	40	37	59	63	49	20	18
運輸交通業・貨物取扱業	154	141	124	118	141	139	137	125	66	63
陸上貨物運送事業	120	112	97	97	115	115	116	96	51	41
ハイヤー・タクシー業	32	24	24	10	13	6	13	16	5	11
第三次産業	416	478	477	493	541	555	643	636	309	296
小売業	100	122	88	139	129	146	121	145	70	68
社会福祉施設	69	75	109	86	118	130	163	136	67	64
飲食店	37	50	50	42	57	45	67	71	41	23
ビルメンテナンス業	24	30	33	23	40	46	44	36	17	15
警備業	22	20	27	26	17	25	24	37	19	31
上記以外の業種	6	9	4	3	7	4	16	13	5	3
全産業	723	791	768	750	841	849	965	917	445	443

◇ 第三次産業における死傷者数（休業4日以上） ※新型コロナ除く



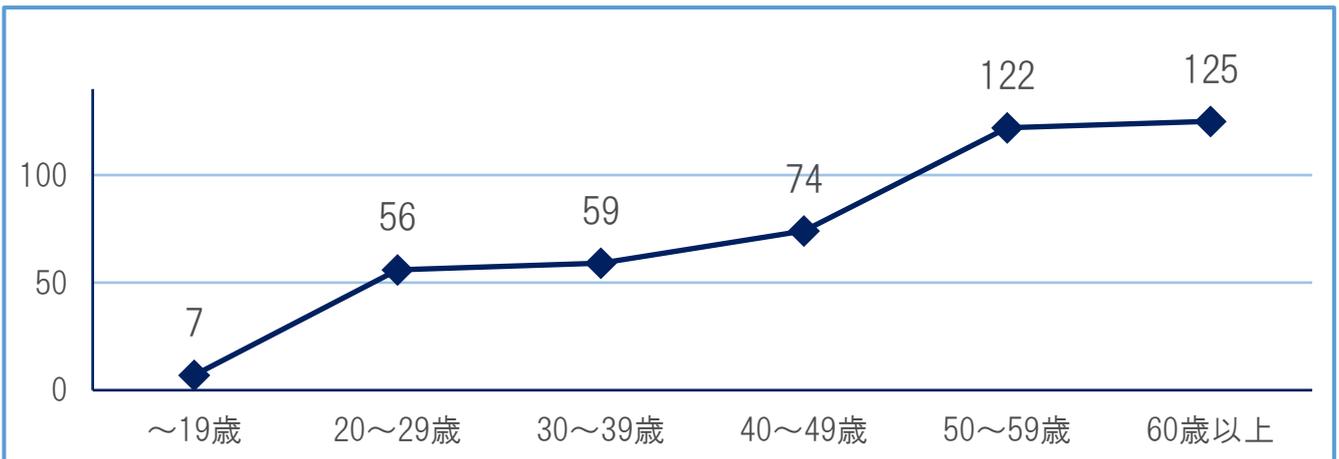
◇ 主な事故の型別（休業4日以上）

事故の型別では、新型コロナウイルスによるものを除くと、「転倒」による災害が116人（26.2%）、「動作の反動、無理な動作」による災害が91人（20.5%）発生し、全体（443人）の4割以上（46.7%）を占めます。



◇ 年齢別（休業4日以上） ※新型コロナ除く

年齢別では、20歳代、30歳代、40歳代が少なく、50歳以上で多く被災しています。



事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです
いまますぐご確認ください
※アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- 反応槽 ※2
- 加熟炉 ※3
- ボイラー及び圧力容器 ※1
- 配管設備 ※4
- 焼却設備 ※4
- 貯蔵設備 ※2
- 発電設備 ※3
- 変電設備 ※5
- 配電設備 ※4
- 送電設備 ※4

いいえ

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- 煙突 ※5
- トンネルの天井板
- フラットホームの上家
- 遮音壁
- 軽量盛土保護パネル
- 鉄道の地下式構造部分の壁及び天井板
- 観光用エレベーターの昇降路の囲い ※6
- その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、ハブ、接着剤等）の除去等の作業

はい

必要
 ① 工作物石綿事前調査資格が
 必要
建築物石綿含有建材調査の資格も、別途取得する必要があります。

はい

必要
 ② 工作物石綿事前調査者
 ・一般/特定建築物石綿含有建材調査
 診断協会に登録された者
 のいずれかの資格が**必要**

いいえ

不要
 ③ 工作物石綿事前
 調査者資格は
不要

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷暖設備、排煙設備等の建築設備を除く。
 ※2 鉄骨を耐震するための設備を除く。
 ※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。
 ※4 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。
 ※5 建築物であるものを除く。



工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、
登録講習機関で受講できます！
 各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。

<https://www.shiwata.mhlw.go.jp/course/>



(R7.3)

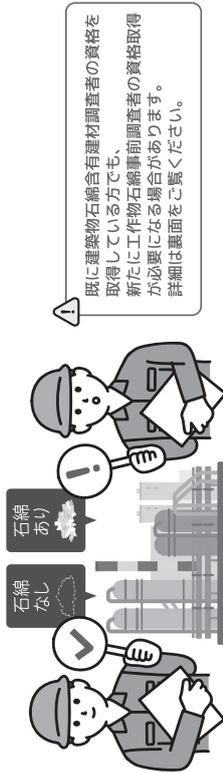
令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、
 一部の工作物の石綿事前調査には
資格取得が必要になります！

対象工事を行う方は、
**工作物石綿事前調査者講習を受講して、
 資格の取得をお願いします。**

こんな工事も
 有資格者による調査の
 対象になります！

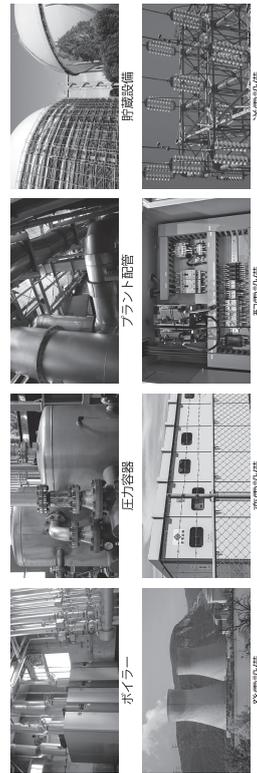
- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご確認ください。



① 既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



有資格者による調査をせず工事を行うことは**法令違反**です！
また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。



ドナーが見つかる確率は血のつながりがない場合、数百から数万分の1。1人でも多くの患者さんを救うためには、1人でも多くのドナー登録が必要です。ドナーを待つ患者さんにとっては、**あなたの登録が大きな希望になります！** ※イラストは日本骨髄バンクスペシャルサイトより

1.登録できる人は？

<年齢> 18歳以上 54歳以下で健康状態が良好な方
<体重> 男性 45kg以上 女性 40kg以上
* 骨髄・末梢血幹細胞の提供の内容を十分に理解している方

2.時間や費用は？

・時間は約**15分**！（混雑具合によっては前後する可能性があります）
・費用はかかりません。

3.どんなことをするの？

腕の静脈から約2mlの血液を採取しHLA型（白血球の型）を調べます。

ドナー登録をするには

「チャンス」（ドナー登録のしおり）を読んで登録します。
下記ホームページ内「ドナー登録をお考えの方へ」をご覧ください。



日本骨髄バンク

<https://www.jmdp.or.jp/>

☎ 03-5280-1789

立川献血ルーム 立川献血ルーム「東京都赤十字献血センター」日本赤十字社
受付時間：9：30から17：00（12月31日、1月1日を除く）
電話番号：042-527-1140 住所：立川市柴崎町3-6-29アレアレア2・3階
*その他、都内の献血ルームでもご登録いただけます。

お近くで気軽に登録できます



【この記事に関するお問合せ】多摩立川保健所 保健対策課 地域保健担当 TEL042-524-5171

食品事業の
皆様へ

令和7年度 東京都多摩立川保健所主催

食品衛生実務講習会のお知らせ

受講無料
申込み不要

受講方法 選べる3通り 会場受講／オンライン受講

会場
受講

①立川会場

11/6(木)14時～16時
13時30分受付開始
たましんRISURUホール
東京都立川市錦町3丁目3番20号

会場
受講

②東大和会場

11/13(木)14時～16時
13時30分受付開始
東大和市民会館八ミングホール
東京都東大和市向原6丁目1

オンライン
受講

③YouTube

R7/11/1～R8/1/15
期間中いつでも受講可能
※会場とオンラインで
一部内容が異なります。



【この記事に関するお問合せ】多摩立川保健所 生活環境安全課 食品衛生担当 TEL042-524-5171

多摩立川保健所
たばこ対策キャラクター
禁煙きんちゃん



「立協たより」広報部員による 丸ごと 1 ページ責任編集 ～ No. 58 ～

～ クマに注意しましょう ～

1 「林業・木材製造業労働災害防止協会」(以下、林災防)のお知らせに標記の記事が掲載されています。私も在職中にあきる野市の採石場に調査に車で出向いたところ、細い山道に入ると、「クマに注意」と看板が立ててあり、採石場に着くと「よく一人で来られましたね!」と感心されたことがあります。

今日は、当時よりさらにクマと出会う機会が多いと思われます。東京都でも「東京都ツキノワグマ目撃等情報マップ～TOKYOくまっぷ～」がWEBで公開されています。

TOKYOくまっぷによると、八王子市、青梅市、奥多摩町、あきる野市、檜原村でクマが目撃されているということです。



2【防除策】

林災防によると、クマに出会わないためには、次の防除策が必要です。

クマは、本来、臆病でおとなしい動物です。通常、人の気配を敏感に察知するため、クマの方が逃げたり、身を隠したりします。過度に恐れることはありません。

このため、なるべく人とクマとの出会いを避ける工夫をすることが、事故の防止につながります。

音で知らせる 山に入るときは、鈴やラジオ、笛などを身につけ、周囲に音を出して人の存在をクマに知らせるようにする。食べ残しや食べ物の容器等は野外に捨てない 山や野外へ食べ物を持って行った時は、クマを引き寄せる要因となる食べ残しや空き容器をその場に捨てないで必ず持ち帰るようにする。

単独で山には入らない 山には1人ではなく、必ず2人以上で入るようにする。

夕暮れや明け方は注意 夕暮れや明け方はクマが活発に行動するため、この時間帯の行動は控える。

3【対処法】

クマに出会ってしまったら、次の対処法を参考にしてください。

■クマが近くにいる場合

クマから目を離さず、持ち物を静かに地面に置いてクマの注意をそらし、ゆっくり後ろにさがり立ち去りましょう。

■クマが遠くにいる場合

あわてないで静かにその場から立ち去りましょう。

急に立ち上がったたり、大声を上げたり、石や木の枝などを投げつけたり、背中を見せて走って逃げたりしないこと。クマは本能的に逃げるものを追いかける習性があります。

■子グマを見かけても近寄らない

子グマに出会っても絶対に近寄ってはいけません。子グマの近くには必ず母グマがいるため、静かにその場から立ち去るようにしましょう。

4 労災

クマの襲撃により負傷した場合でも、それが業務上または通勤中の災害と認められれば労災保険の対象となり、療養補償、休業補償、障害補償などの給付を受けることができます。

業務災害となるには、業務が原因となった災害ということであり、業務と傷病等との間に一定の因果関係があること(仕事や業務に関連する場所でクマに襲われ負傷した場合等)が必要です。

下記の林災防の死亡事故は、業務上と認められた事例です。

◆森林調査中、クマに襲われた

災害発生日時等 2015年01月26日

災害発生場所 北海道

被災者年齢等 64歳(男性)

災害発生状況

被災者は、森林調査のため、同僚5人とともに造林地にて植栽木の枝払い作業を行っていたところ、一部の作業者がクマらしき黒い物体を発見して即座に避難したが、被災者だけ見当たらなかったため現場付近を捜索したところ、被災者がクマの巣穴付近でうつ伏せの状態で見つかった。



5 鳥獣保護法が改正—クマの特性を知る

鳥獣保護法が改正され、市町村の判断で特例的に市街地での猟銃の使用が認められる「緊急銃猟」制度が2025年9月から始まりました。

ただ、駆除だけに頼るのではなく、人もクマの特性を知って極力クマと遭遇することのないようにしていくことも大事だと思います。

(広報委員 M. H.)

第76回全国労働衛生週間スローガン

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

報告「労務・衛生講習会（全国労働衛生週間実施要綱説明会）」

第76回全国労働衛生週間（10月1日～7日）に向け、9月9日（火）立川地方合同庁舎会議室において、立川労働基準監督署・（公社）東基連立川支部共催による標記講習会が開催されました。

講習会は、神部美香当支部副支部長兼衛生部会長の「本日は特別講演としてメンタルヘルスと両立支援について、専門の方から直接話を聞く予定ですので、この機会を有効に活用いただきたい。」との開会の言葉がありました。続いて柳多賀子立川労働基準監督署長は「衛生週間を機会に職場の点検を行い健康な職場づくりに役立ててほしい。」と話され、併せて「労働安全衛生法の改正、過労死等の労災補償状況」について話されました。

田中好一安全衛生課長は、「全国労働衛生週間実施要綱」として、準備期間に日常の労働衛生活動の総点検を行いましょうと、①過重労働による健康障害防止対策、②メンタルヘルス対策、③転倒・腰痛災害の予防などの12項目について説明されました。山田竜第三方面主任監督官は、「働き方改革関連等について」として、運送業の時間外労働上限規制に関連して「荷待ち時間・荷役時間の削減」などについて説明されました。東京都多摩立川保健所の加藤市町村連携課担当からは「改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例」について説明がありました。

特別講演は、東京産業保健総合支援センターのメンタルヘルス・両立支援促進員の紺野由美子先生による「メンタルヘルス不調により休業した労働者の職場復帰支援」がテーマでした。初めに、うつ病の診断や回復プロセス、職場復帰支援の流れについて学びました。その後、第1ステップの「病気休業開始及び休業中のケア」から第5ステップの「職場復帰後のフォローアップ」まで、職場復帰プランの作成、職場復帰可否の判断、職場復帰支援プランの見直しなどについてお話を伺いました。また、講演の最後では「職場復帰支援の手引」などの紹介がありました。

参加された皆様ありがとうございました。（参加者56名うち会員28名、申込名簿は労基署に提出済）



神部衛生部会長



柳立川労基署長



紺野特別講演講師

◎令和7年度 安全衛生クイズ結果

7月に実施しました安全衛生クイズに、多数のご応募をいただきありがとうございました。正解者の中から厳正に抽選し、当選された441人の方々に景品を贈呈いたしました。また、多数の景品（ラッキー賞）を提供いただきました会員各社に対し、この誌面をお借りして厚く御礼を申し上げます。「ありがとうございました。」

応募数	7,756通
正解数	7,150通
正解率	92.1%

◎令和8年 新年賀詞交歓会のお知らせ

新春1月20日（火）に「京王プラザホテル八王子（八王子市）」で多摩4支部（八王子・立川・青梅・三鷹）合同の新年賀詞交歓会を予定しています。詳細は後日改めてお知らせいたしますが、是非多くの皆様のご参加をお待ちしております。

編集後記

ここ最近になってやっと朝、夕は涼しさを感じるようになってきましたが、未だに昼間は暑い日が続いています。熱中症に気を付けていきたいと思えます。

さて、最近よく感じるがあります。スマホ等の携帯端末の「ながら歩行」です。道交法でも自動車も自転車も運転中のスマホ等の使用は規制され、違反した場合には、行政処分又は罰則が適用されますが、歩行者はいかがでしょうか？残念ながら社内ですえ「ながら歩行」をしている人を見かけます。注意をすると無視をされたり、嫌な顔さえされます。「ながら歩行」が原因となり他者を巻き込む労働災害が発生してもおかしくありません。

是非、この問題に一度、「立ち止まって！」真剣に考えてみるのはいかがでしょうか。会社でも、プライベートでも「準備万端」「安全第一」で臨んでいきたいと思えます。（編集部員 Y. N.）

人も、会社も、もっと元気に！

中退共済制度

- ◆掛金の一部を国が助成
- ◆掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆外部積立型なので管理が簡単
- ◆パートさんの加入もOK

詳しくはホームページへ
 申請 検索

TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211